

2020年10月2日

滋賀県議会議長  
細江正人様

日本共産党滋賀県議会議員団団長  
節木三千代

### 議会運営委員会による関連質問の封殺に対する抗議と申し入れ

9月30日、杉本敏隆議員が関連質問の通告をおこなったところ、議会運営委員会は、4つの答弁に対する関連質問のうち3つを質問させないとしたため、杉本議員は1問しか質問できなかった。言論の府である県議会において、通告した関連質問を議運が封殺したことは前代未聞であり、許しがたい暴挙と言わざるを得ない。

杉本議員が通告した質問はすべて一般質問3日目に当局がおこなった答弁に関連したものであり、県執行部もその関連性を認め、答弁協議もすべて終わっていた。通告された質問を一つ一つ議運が検閲し、質問の「関連性と緊急性」を検証するとしているが、その基準は示されておらず、議運で多数を占める会派の意向次第で、議員の発言を封じることができる仕組みになっている。このようなやり方は、議会制民主主義に反する異常なものである。

県議会にまず求められるのは自由で活発な議論である。関連質問はその議会で取り上げられた問題をさらに広い立場から深める非常に有意義なものである。もとより無制限にできるものではなく、各議員の年間質問時間の枠内という制約がはめられている。したがって関連質問は、当局の答弁に関連したものであることを議長が確認すれば認められるべきである。議運の介入による質問の封殺によって得られるメリットは何もない。それは、滋賀県議会に議員の発言権の侵害という反民主主義の汚点を残すだけである。

日本共産党滋賀県議会議員団は、議運の介入による関連質問の封殺に断固抗議するとともに、以下申し入れる。

### 記

1. 杉本議員が通告した質問を認めないとした理由について、各質問について明らかにされたい。
2. 質問を許可するかどうかは議長の権限であり、議運の「検閲」によって質問の許可・不許可を決めるというやり方は根絶されたい。

以上